

富士見市立学校「学校運営支援者協議会」実施要項

1 目的

この要項は、富士見市立小・中・特別支援学校が設置する「学校運営支援者協議会」（以下「協議会」という。）を円滑に運営するための必要な事項を定める。

2 趣旨

学校の管理運営に保護者や地域の支援を積極的に取り入れることによって、家庭・地域の教育力を活かした「特色ある学校づくり」を進める。また、学校の教育方針や教育活動の理解を深めるとともに、保護者や地域の声を取り入れた「開かれた学校づくり」の推進に資する。

3 委員

協議会の委員は次に掲げる者のうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 設置学校の校長
- (5) 設置学校の教職員
- (6) その他校長が必要と認める者

4 所掌事項

校長は、学校運営に資するため、次の事項について協議会に意見を求める。

- (1) 学校経営計画に関すること
- (2) 学校運営上の支援に関すること
- (3) 学校関係者評価に関すること
- (4) その他校長が必要と認める事項

5 遵守事項

委員は、職務上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

また、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること

(3) その他、協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

6 任期

委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、原則として再任は2回までとする。

7 会長及び副会長

協議会には、次のとおり会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は指定学校の校長とし、副会長は委員の互選により選出する。
- (2) 会長が会議を掌る。ただし、学校関係者評価に関する協議は副会長が議事を掌る。
- (3) 副会長は、会長を補佐する。

8 指導及び助言

教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

9 報告

学校は、協議会の実施状況等の実績について教育委員会に報告するものとする。

10 運営等

校長は、この要項の範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

11 その他

委員の報酬は、これを無償とする。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

年間スケジュール例

